

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 23 日 (火) 第3316号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 漁船保険付保義務発生 (2 件) (水産振興課取扱い) 1
○団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 1
○土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 2

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 2
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 2
○平成29年度家畜商講習会開催公告 (畜産課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

鹿児島海区漁業調整委員会指示

- ウナギの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 5

熊毛海区漁業調整委員会指示

- ウナギの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 6

内水面漁場管理委員会指示

- ウナギの採捕についての指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第666号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、野間池加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第667号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、屋久加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第668号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区鶴田換地区の換地計画に係る換地処分は、平成29年 4 月 27 日に行われた。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第669号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成29年 4 月 16 日

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年5月23日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年5月23日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビックカメラ鹿児島中央駅前店
鹿児島市中央町1番1号 外11筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア	変更前	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	理事長 石川裕己
		神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1	
		九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 唐池恒二	
		福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
イ	変更後	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	理事長 北村隆志
		神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1	
		九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳俊彦	
		福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア	変更前	第1駐輪場	店舗建物南側隔地	27台
		第2駐輪場	店舗建物南側隔地	56台
		第3駐輪場	店舗建物南側隔地	23台
イ	変更後	店舗建物南側隔地 106台		
- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1)の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に係る変更 平成27年10月2日
 - (2) 2の(1)の九州旅客鉄道株式会社に係る変更 平成28年7月4日
 - (3) 2の(2) 平成30年1月13日
- 4 届出年月日
平成29年 5 月 12 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年 5 月 23 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西谷山店
鹿児島市上福元町5227-22の一部 外 6 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による新設に関する届出
平成28年12月14日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 駐車場出入口付近を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
 - イ 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - ウ 駐輪場、自動二輪駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
 - エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。
 - イ 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、設置工事の30日前までに届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
 - ウ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - エ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
 - オ 排水について、下水処理区域内に位置することから、公共下水道に接続を行うこと。
 - カ 廃棄物については、リサイクルに努め、処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。
 - (4) 都市計画について
 - ア 当計画地は、「第二種中高層住居専用地域」、「地区計画（谷山文教・福祉地区地区計画）」に指定されていることや、「土地区画整理事業（谷山第二地区土地区画整理事業）」の施行区域であることから、建築物の建築に関しては、関係法令等を遵守すること。
 - イ 今回の行為は、「鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例」第13条に基づく届出が必要となりますので、関係機関と協議のうえ、手続きを行うこと。
 - ウ 届出のある計画地は、谷山第二地区土地区画整理事業区域内であることから、建築物や工作物の新設もしくは増・改築を行う場合については、土地区画整理事業法第76条第1項の規定による申請を行い、許可を受けること。
 - エ 出入口の道路側溝は、車両用縦断側溝であることから、側溝の規格等については協議を行い施工すること。
 - オ 街区内の表面水などが、直接、街区周辺の道路へ流出することがないように整備を行うこと。

(5) 景観について

ア 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築等の行為を行う場合は、届出対象行為となることから都市景観課と事前に協議を行うこと。

イ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建築について

建築物を建築する際は、建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

ア 地域住民等の安全に十分配慮しながら、所有・占有・管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。

イ 工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

.....

平成29年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成29年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1日	平成29年8月1日（火） 午前9時から午後5時まで	鹿児島県市町村自治会館402号会議室（鹿児島市鴨池新町7番4号）
第2日	平成29年8月2日（水） 午前9時から午後5時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

平成29年6月30日（金）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第55号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRクルクルセブンFPW	株式会社藤商事	7P0212
ぱちんこ遊技機	CRリング 終焉ノ刻FPH	株式会社藤商事	7P0470
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に～叫～KM-V	株式会社大一商会	7P0469
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に～祈～KZ	株式会社大一商会	7P0506
ぱちんこ遊技機	CRAドラム海物語77DS	株式会社サンスリー	7P0477
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ大海物語スペシャル39	株式会社三洋物産	7P0301
ぱちんこ遊技機	CREヴァンゲリヨン11R	株式会社三共	7P0350
回胴式遊技機	しすくえ/HC	ハイライツ・エンタテインメント株式会社	7S0326
回胴式遊技機	グレートキングハナハナ/DX-30	株式会社パイオニア	7S0206
回胴式遊技機	パチスロ聖闘士星矢海皇覚醒KF	株式会社三洋物産	7S0371
回胴式遊技機	ドリームあの興奮をもう一度ジャンボEE	株式会社ジェイピーエス	7S0151

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第29-1号

鹿児島海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年2月末日まで
- 3 禁止区域
鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外

次に掲げる場合において、鹿児島海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

- (1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
平成29年 5 月 23 日から平成30年 3 月 31日まで

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第29－1号

熊毛海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 5 月 23 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月 1 日から翌年 2 月末日まで
- 3 禁止区域
熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において、熊毛海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
平成29年 5 月 23 日から平成30年 3 月 31日まで

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第29－1号

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 5 月 23 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月 1 日から翌年 2 月末日まで
- 3 禁止区域
鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において、鹿児島県内水面漁場管理委員会に届出をした者については、こ

の指示を適用しない。

- (1) 鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和41年鹿児島県規則第89号）第35条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
平成29年 5 月 23 日から平成30年 3 月 31日まで